

岡山大学グローバル最先端異分野融合研究機構の設置に関する規程

〔平成26年3月27日
岡大規程第5号〕

改正 平成26年7月31日規程第60号

平成31年3月29日規程第46号

(設置)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、本学が文部科学省研究大学強化促進事業の平成25年度支援対象機関に決定されたことを受け、本学における研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材群の確保・活用及び集中的な研究環境改革を組み合わせた研究力強化の取組の中核組織（研究特区）として、岡山大学グローバル最先端異分野融合研究機構（以下「機構」という。）を設置する。

(目的)

第2条 機構は、教育研究プログラム戦略本部の監督・支援の下、本学が強みを持つ研究分野の研究を推進するとともに異分野融合研究を推進することにより、研究の量・質ともに世界レベルまで高め、日本の研究活動の牽引大学となることを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 本学が強みを持つ研究分野における大型研究プロジェクト等の遂行及び新たな研究開発等の推進に関すること。
- 二 異分野融合研究の推進に関すること。
- 三 研究環境の整備に関すること。
- 四 その他機構の目的を達成するために必要な事項

(コア)

第4条 機構に、次の各号に掲げるコアを置く。

- 一 拠点研究コア
 - 二 サテライト拠点研究コア
- 2 コアには、研究力の発展が大きく期待できる研究領域を複数設定することができ、かつ、随時、追加・組換えを行うことができる。
 - 3 コアの追加・組換えは、第10条に規定する運営協議会において審議・決定する。
 - 4 拠点研究コアの名称は、別表のとおりとする。
 - 5 サテライト拠点研究コアは、別に定める。

(研究部門)

第5条 機構に、次の各号に掲げる研究部門を置く。

- 一 外国人研究者共同研究部門

二 異分野融合先端研究部門

(職員)

第6条 機構に次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 機構長
- 二 コア長
- 三 兼任教員
- 四 その他必要な職員

(機構長)

第7条 機構長は、研究担当理事を兼ねる副学長をもって充てる。

- 2 機構長は、機構を代表し、機構に関する事項を掌理する。

(コア長)

第8条 コア長は、本学の教員のうちから、第10条に規定する運営協議会において選考し、機構長が任命する。

- 2 コア長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 コア長は、コアを代表し、コアに関する事項を掌理する。

(兼任教員)

第9条 兼任教員は、第2条に定める目的の推進に意欲をもつ本学の教員のうちから、第10条に規定する運営協議会において選考し、学長が任命する。

- 2 兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営協議会)

第10条 機構に、岡山大学グローバル最先端異分野融合研究機構運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 機構の管理運営に関する事項
 - 二 コア長の選考に関する事項
 - 三 兼任教員の選考に関する事項
 - 四 その他機構に関する重要事項
- 3 運営協議会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - 一 機構長
 - 二 コア長
 - 三 研究協力部長
 - 四 本学のリサーチアドミニストレーターのうちから機構長が指名する者 1人
 - 五 本学の教員のうちから機構長が指名する者 若干人
- 4 前項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の生

じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 運営協議会に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 6 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 7 その他運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究の状況の公表)

第11条 機構は、研究の状況について、定期的に公表する。

(自己評価等)

第12条 機構は、機構に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行う。

- 2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第13条 機構に、岡山大学グローバル最先端異分野融合研究機構外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

- 2 外部評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 コアの研究活動評価に関する事項
 - 二 その他機構長が必要と認めた事項
- 3 外部評価委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - 一 本学の教員（機構の職員を除く。）のうちから機構長が指名する者 若干人
 - 二 学外の有識者のうちから機構長が指名する者 若干人
 - 三 その他機構長が必要と認めた者 若干人
- 4 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選とする。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 7 その他外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第14条 機構の事務は、関係部課の協力を得て、研究協力部及び岡山大学教育研究プログラム戦略本部戦略的プログラム支援ユニットにおいて処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年3月27日から施行し、施行の日から10年以内に廃止する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命されるコア長の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行後、最初に任命される兼任職員の任期は、第9条第2項の規定にかか

ならず，平成28年3月31日までとする。

4 この規程の施行後，最初に指名される第10条第3項第4号及び第5号の委員の任期は，同条第4項の規定にかかわらず，平成28年3月31日までとする。

5 この規程の施行後，最初に指名される第13条第3項各号の委員の任期は，同条第4項の規定にかかわらず，平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は，平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

名 称
宇宙極限量子研究コア
エネルギー環境新素材研究コア
生体光エネルギー変換研究コア